

GIGAスクール構想の実現に向けて

1. 目的と、保護者のみなさまへお願い

- 羽曳野市立学校では、ICT を有効に活用することで「主体的・対話的で深い学び」の実現を促進し、すべての子どもに、情報活用能力・情報モラルを含む資質・能力を身につけることをめざします。このリーフレットでは、GIGA スクール構想を推進するための、1人1台タブレットの管理運用に関わる確認事項とお願いをまとめています。
- 健康を考えた使用ルールや、社会に出るまでに必要な経験をつむ大切さなど、「学習の用具(学習パートナー)としてタブレットがあること」について、折にふれてぜひご家庭で話し合ってください。
- まさに今、「自分や他者の権利を尊重し、情報社会の中での行動に責任を持つこと」の理解と自覚が、子どもたちにも求められています。学校でもこうした『情報モラル教育』を行いますが、ご家庭においても、学校とともに、『トラブルを未然に回避する力』を身につけるために、ご協力をお願いします。



「羽曳野市における GIGA スクール構想について」

デジタル・シティズンシップを持とう！

古市小学校／駒ヶ谷小学校／西浦小学校／高鷺小学校／丹比小学校／羽曳が丘小学校／白鳥小学校／高鷺南小学校／古市南小学校／恵我之荘小学校／
埴生南小学校／高鷺北小学校／西浦東小学校／菅田中学校／高鷺中学校／峰塚中学校／高鷺南中学校／河原城中学校／はびきの埴生学園／
羽曳野市立教育研究所(ひまわり教室・アサガオ教室)／羽曳野市教育委員会

2. 基本方針

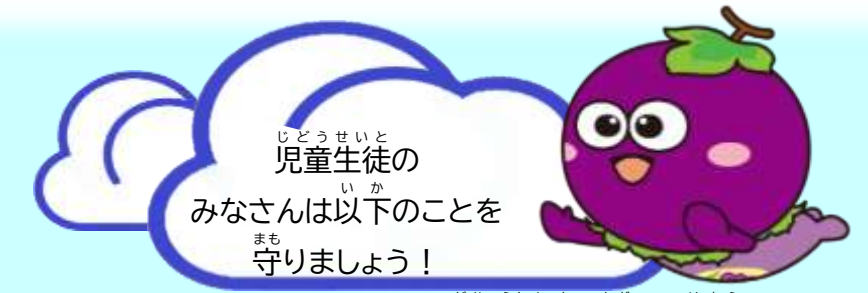
- 自分らしい生き方をつかむこと、それができる資質・能力の育成(学力を含め)をめざします。そのために、正しい知識をもとに考え判断する力(情報活用能力など)をつけることや、豊かな人間関係を築くこと(安心安全な環境づくり)を教育の基礎として大切にします。
- 授業を中心にあらゆる機会を通して、「情報をもとに自らが考えてICTを使える力」の育成をめざします。使いながら失敗を通して学んでいくこと(抑制から活用、他律から自律へ)を重視する『デジタル・シティズンシップ』の考え方を大切にします。
- 学校の学習と家庭学習をつなぐことを重視します。そのため「タブレット・充電器が家庭にあり、タブレットを日常的に学校にもってくる」【家庭置き】環境を基本とします。家庭では、学校からの課題や学習アプリを利用した学習をはじめ、はびきの電子図書館を利用した読書などにも活用ができます。

3. タブレットの管理の責務

*これ以降、子どもを「児童生徒」と表現しています。

- 教育委員会
 - 学校で児童生徒が学習に利用するコンピュータは、教育委員会が整備したタブレットや学習端末のみとします。
 - 学習用アカウントの管理は、教育委員会および各校専任担当者が安全性に配慮しながら管理を行います。

- タブレットの備品番号などは学校と教育委員会で管理します。
- タブレットに係るセキュリティ等の設定は教育委員会が定めます。
- 児童生徒の利用履歴や入力内容は、事故防止の観点から、教育委員会が必要に応じて照会(取得)を行います。
- 学校
 - 紛失・盗難などの事案が発生した場合は「6. 紛失・故障・破損時の対応」に掲載の対応フローに従い、直ちに教育委員会へ報告を行い、不正利用防止に努めます。



- タブレット・ログインアカウントは学習目的に限り利用します。
- 自分のアカウント情報は大切に扱い、他人にむやみに教えません。
- 人が嫌がる行為や、人を傷つける行為は許されません。
- 教員の指導や本人の許可のない写真撮影や、録音・録画は許されません。
- * 児童生徒の利用履歴は、トラブル防止・対応のために、教育委員会が情報を取得できるようになっています。タブレットを正しく使しましょう。
- 持ち帰りの際などには、ログアウトしてから学校や家の外に持ち出します。
- 各家庭でタブレットを使用する際は、基本的に各家庭の Wi-Fi を利用します。
- タブレットを使用する際は良い姿勢を保ち、目とタブレット画面との距離を 30cm 以上離します。
- 30分に1回は1分程度の休憩をして、画面から目を離して目を休めるよう努めます。
- 就寝1時間前からはタブレットの使用は控えます。
- 「学習用タブレット端末を活用して学習をするときの約束」の内容を確認しましょう。

4. タブレットの設定内容

- 羽曳野市教育委員会からお貸ししているタブレットは、「school-habikino.ed.jp」ドメインのユーザーのみがログインして利用が可能です。
- タブレット、ログインアカウントは Google Workspace for Education で管理されます。
- Google Workspace for Education で利用できるアプリケーションは、教育委員会が許可したもののみ利用が可能です。
- サードパーティ製アプリケーションの利用は、教育委員会へ申請を行い承認されたものが利用できます。配布や拡張機能の適用はアプリケーションの仕様に準じて、教育委員会が行います。

- ネットワークへの接続は学校内では自動的に接続されるもの、家庭では各家庭のもの、もしくは、教育委員会からお貸しするポケットWi-Fiのものを利用します。
- インターネット閲覧は教育委員会が設定したフィルタリングが適用されます。フィルタリングはどこのネットワーク接続においても有効になります。フィルタリング内容は、活用事情によって随時変更されます。
- フィルタリングが適用されていても、有害サイト等に意図せずアクセスしてしまう場合があります。タブレットは先生の指導に沿って利用しましょう。
- 作成したデータや作品は Google Workspace for Education のドライブ、まなびポケットの個人ドライブ、SKYMENU などの個人ドライブに保存します。低学年など操作に不慣れな児童は一時的にタブレットにデータを保存します。
- 羽曳野市立学校を卒業、または、市外へ転学する児童生徒のアカウントについては、6カ月をめぐり、一定期間が経過したのち削除します。必要があればそれまでに、付与されたアカウントで作成したデータを別の媒体などに保存し直しましょう。

5. 個人情報の取扱い

羽曳野市における ICT を活用した学習は Google Workspace for Education を始め、教育委員会が認めた学習アプリに利用者情報の登録を行い運用します。

- 各学習アプリに登録する利用者情報は基本的に以下の通りです
 - 児童生徒氏名、クラス、出席番号 (a)
 - 児童生徒の学習記録(課題、ワークシート、レポート、作品等) (b)
 - 児童生徒の学習記録(写真、動画) (c)
- (a)～(c)の個人情報の一覧や統計データ

6. 紛失・故障・破損時の対応

以下のフローに基づいて対応をすすめますので、ご理解とご協力をお願いします。まずは、紛失・故障・破損などの事象が起こればすぐに学校にご連絡ください。



7. タブレット貸し出しの期間

- タブレット・充電器及びタブレットケースは、児童生徒が学習目的で使用するために、羽曳野市がお貸しするものです。
- 市外への転学や卒業時には返却していただきます。
- 市立小学校から市立中学校に進学する際には、同じタブレットを継続してお貸しします(義務教育学校も同様です)。
- タブレット等の貸与は、「羽曳野市立学校学習用タブレット端末等貸与に関する要領」に基づいて行っています。

【発行】令和7年4月1日(第4版)
 羽曳野市教育委員会 学校教育課 学校教育課
 Tel.072-947-3908 Fax.072-956-7196

羽曳野市のめざす GIGA スクール構想 のご案内



【保護者・児童生徒のみなさまへ】

羽曳野市からお貸ししているタブレットに関するお願いなどが書かれています。
 このリーフレットの内容を必ずお読みください。

羽曳野市教育委員会
 Produced in 2022